

資料提供

令和2年11月19日
課名:産業廃棄物対策課
担当:重野
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社BIRDに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県西部東厚生環境事務所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社 ^{ばーど} BIRD 代表取締役 ^{はちや だいさく} 八家 大作 （広島県東広島市高屋町杵原 1071 番地の3）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03405215280号 許可年月日：令和2年5月26日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和2年11月19日
処分理由	同社の役員は、平成30年1月10日付けで、広島簡易裁判所において、刑法第204条の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当するものとして法第14条第5項第2号ニに規定する同号イに該当する者のうち、法第7条第5項第4号ニに規定する者に該当するため。